

## 議決権・代表権限保有者のご判断について

法人のお客さまとのお取引の際に、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方（以下「議決権・代表権限保有者」といいます。）の氏名・住所・生年月日、法人のお客さまとのご関係等を確認させていただきます。

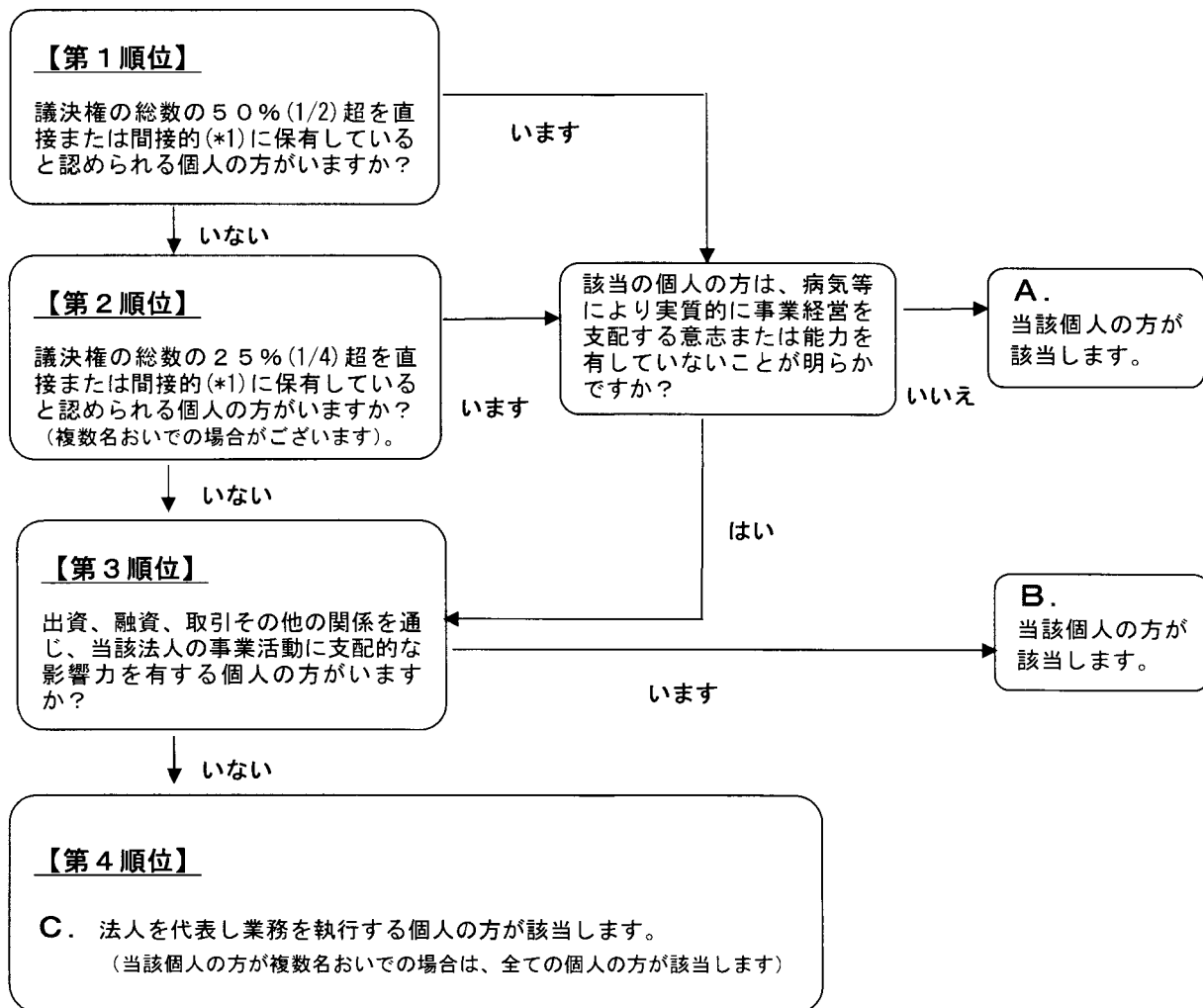
また、平成28年9月までに法人の「議決権・代表権限保有者」を確認させていただいている場合も、再確認が必要になります。

具体的な定義（判定方法）は、法人の形態（お客さまが資本多数決法人であるか否か）により以下のとおりです。

### お客さまが資本多数決法人である場合

（株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人など資本多数決の原則をとる法人）

下記に従ってお客さま（法人）の議決権・代表権限保有者をご確認いただき、該当する個人の方の氏名・住所・生年月日・お客さま（法人）との関係（下記A. B. C. のいずれに該当するか）について確認をさせていただきます。



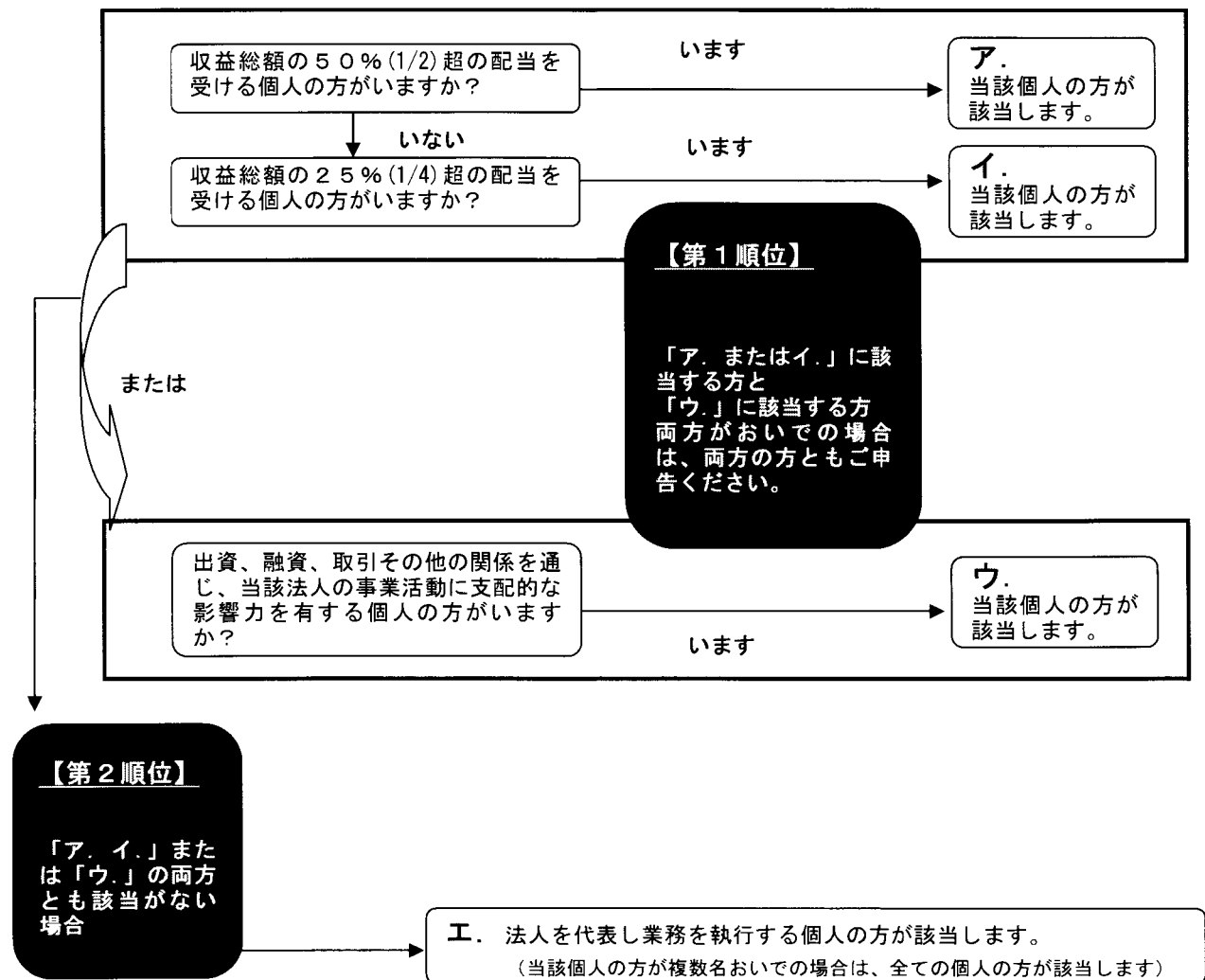
(\*1) 議決権・代表権限保有者が支配する法人が、他の法人の議決権を50% (1/2) 超保有している場合は、その法人の保有している議決権を当該個人の方が保有しているものとみなします。

具体的な事例については「資本多数決法人の議決権判定例 直接・間接的保有の例」をご覧ください。

**お客さまが資本多数決法人ではない場合**

(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非活動営利法人、持分会社(合名・合資・合同会社)など資本多数決の原則をとらない法人)

下記に従ってお客さま(法人)の代表権限保有者をご確認いただき、該当する個人の方の氏名・住所・生年月日・お客さま(法人)との関係(下記ア.イ.ウ.エ.のいずれに該当するか)について確認をさせていただきます。

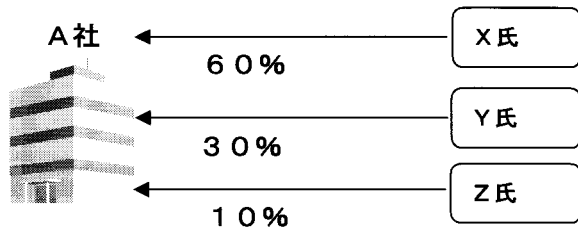


\* 議決権・代表権限保有者は個人の方となりますが、犯収法では国、地方公共団体、上場会社またはその子会社等(以下「国等」といいます。)を自然人とみなしますので、「国等」が議決権・代表権限保有者となる場合は、「氏名」の欄にその名称を、「住所」の欄にその本店・主たる事務所の所在地をご記入ください。

\* 議決権・代表権限保有者のご判断にあたり、ご不明な点は窓口にお問い合わせください。

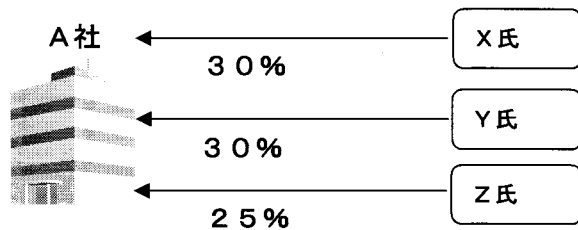
## 資本多数決法人の議決権判定例 直接・間接的保有の例

### ケース① 直接保有の議決権50%超を保有する個人がいる場合



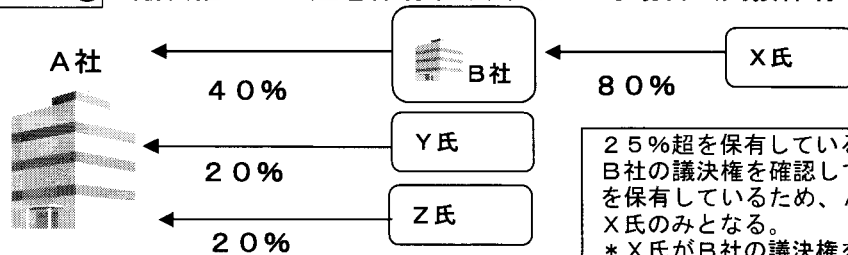
Y氏は25%超を保有しているが、X氏が50%超を保有しているため該当せず、A社の議決権・代表権限保有者は、X氏のみとなる。

### ケース② 直接保有の議決権25%超を保有する個人がいる場合



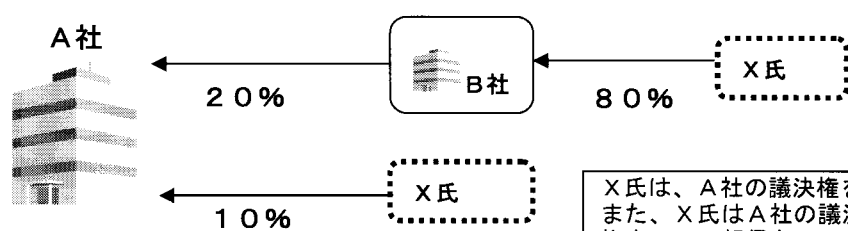
Z氏は25%を超えていないため該当ならず、A社の議決権・代表権限保有者は、X氏およびY氏の両名となる。

### ケース③ 議決権25%超を保有する法人がいる場合（間接保有の例）



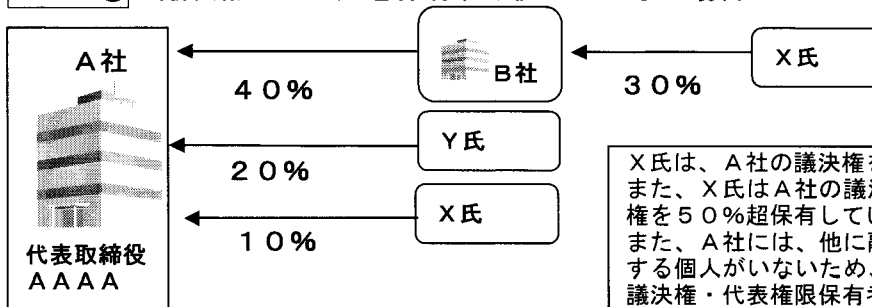
25%超を保有しているのは、B社のみである。B社の議決権を確認してもらったところ、X氏が50%超を保有しているため、A社の議決権・代表権限保有者は、X氏のみとなる。  
 \* X氏がB社の議決権を50%超保有していることが必須。

### ケース④ 直接・間接両方の議決権を保有する個人がいる場合



X氏は、A社の議決権を直接10%保有している。また、X氏はA社の議決権を直接保有しているB社の議決権を50%超保有しているため、B社の保有するA社の議決権を間接保有で持つことになる。これによりX氏のA社の議決権は、直接保有の10%と間接保有の20%を合算した30%となり、A社の議決権・代表権限保有者は、X氏となる。

### ケース⑤ 議決権25%超を保有する個人がいない場合



X氏は、A社の議決権を直接10%保有している。また、X氏はA社の議決権を直接保有しているB社の議決権を50%超保有していないため、間接保有割合はない。また、A社には、他に融資等を通じて支配的な影響力を有する個人がいないため、A社の代表者であるAAA氏が議決権・代表権限保有者となる。